2013 年 2 月 23 日　No. 79

阪 大 分 会 ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12　TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！
正規・非常勤・派遣・委託など１人でも入れる組合です

私は働き続けたい！！

2･28 団交へ結集を!!
大学に怒りを叩きつけよう!!

石橋組合員は、１月 18 日の団体交渉で、「２年の契約期間」「その後の契約更新無」＝2015 年４月以降の雇用がないことを了承していないことを明らかにした上で、契約に応じる意思を示しました。このことについて大学は「団体交渉の場において、改めて貴組合の主張の詳細を伺った上で、大学の考えを説明する」と回答しました。

１月 28 日付回答で大学は、「雇用契約とは、双方がその契約内容について合意することによって初めて有効となるものである」としています。「２年限り」を認めないことには、契約更新をしないと考えている可能性もあります。

石橋組合員は、一部の長期非常勤職員だけを選別する特例職員になるつもりはありません。今のままの職場で働き続けたいだけなのです。私たちが要求しているのは、これまでと同じ３年、更新

ありの契約更新だけです。それを大学が一方的に決めた「お知らせ」（2015 年３月末解雇）を認めないと契約しないなんて許せません。

２月 28 日の団体交渉に結集をお願いします。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

団体交渉　２月 28 日（木）　午前９時から
場所　　銀杏会館３階　会議室Ｂ
集合　　８時 45 分・阪大本部前バス停

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

第４回 なんで有期雇用なん!? 集会に全国から約 80 名結集!!

つなげよう、首を！～３年＆５年の壁をぶち壊せ！

２月２日に豊中キャンパスで「つなげよう、首を３年＆５年の壁をぶち壊せ！」をテーマに第４回なんなん集会が開催された。真冬にしては暖かく、80 名が結集した。阪大の闘いの「今」に、そして、今後の動向に多くの仲間たちが関心をもっているのだ。

それはなぜか？　阪大は、規制緩和の”最先端”だ。それは 80 年代の矢崎闘争の頃から少しもかわっていない。“最先端の使い捨て”が、長期非常勤職員 2015 年３月末解雇であり、短期非常勤職員の６年期限である。このような“最先端”を放っておけば、悪辣なこの手法が全国に広まる危険があるからだ。

集会はまず最初に、今年１月 16 日に神戸刑務所偽装請負事件国家損害賠償裁判において、画期的な逆転勝訴を勝ち取ったＮさんの報告で始まった。「私の主張がすべて認められてうれしい。労働者が差別されることなく、間違っていることをきっちり主張すべきです。皆さんもがんばってください」とエールが送られ、会場は一気に高揚感につつまれた。つぎに、阪大における先駆的な闘いである「矢崎闘争」（非常勤職員「３年期限」解雇撤回闘争）を振り返るシンポジウムを、当時のビデオを見ながら浦功弁護士が話した。関単労・阪大分会＆関西圏大学非常勤講師組合から、阪大による長期非常勤職員の 2015 年３月末解雇、「改正」労働契約法対策の非常勤講師・非常勤職員等への５年切り攻撃との闘いが呼びかけられた。

非正規自身が声を上げ、行動しなければ何もかわらない！

なんなんメンバーの闘いの歴史を話しあう座談会では、「非正規自身が声を上げ、行動しなければ何もかわらない」ことを確認しあった。

つぎに阪大教職員組合の北泊さん、阪大学生を始め、首都圏非常勤講師組合の松村さん、大阪教育大学附属高校のパワハラ事件を支援しているなかまユニオンの山田さん、ハローワーク雇い止め裁判を闘っている時任さん、加古川市のマルアイ解雇撤回闘争の在里さん、名城大学（愛知県）で闘っているＡさん等々、各地からの発言が続いた。連帯メッセージは脇田滋さん、北大の「小池晶さんを支援する会」、国立情報学研究所雇い止め裁判の原告Ｍさん（東京地裁で画期的な勝利判決を獲得する）、そしてアイヌモシリから白川さん。

集会アピールを宣言した後、「なんなん集会」のテーマソングを作ってくれた釜凹バンドとの労働歌の合唱もあり、最高潮に集会は盛り上がり、その勢いで石橋界隈をデモを貫徹した。「仕事があるのにクビにするな」「つなげよう、みんなの首を」「私たちは部品じゃない」「非正規労働者は立ち上がるぞ」と切実な思いを訴え、夜の交流会も一層熱気溢れるものになった。

非常勤職員のみなさん、声を上げましょう。こんなのはおかしいんだと。職を奪われては生きていけないのだと。

２月４日「なんなん集会アピール」を阪大本部につきつけたぞ！

２月４日には、阪大本部に対して抗議行動を取り組んだ。雨にもかかわらず、なんなんメンバーの井上さん（京大）や嶋田さん（龍谷大）、関西争議交流会、戸田門真市議、全関労、労働者共闘、「阪大・人骨問題の真相を究明する会」らの連帯のあいさつを受け、関単労組合員も含む約 30 名もの結集でもって、阪大へ「２・２なんなん集会アピール」をつきつけた。労活評（東京）や千葉学校労働者合同組合から連帯アピールも寄せられ、阪大への社会的批判が高まっている。

非常勤職員の 6 年から 5 年への切り下げを許さない!

大学は、労働契約法「改正」の対策として、有期雇用職員の最大雇用年数６年から５年に変更することを決定しました。労働契約法「改正」だけが理由ではなく、「大阪大学未来戦略」における「柔軟な人事の構築」等も踏まえて有期雇用職員の最大雇用年数を５年に統一したと大学は説明しています。

「柔軟な」というのであれば、できる限り働き続けられるようなルールをつくればよいのです。ところが大学は「無期契約はお約束できない」からと言い、６年を越えたら発生する無期転換権を行使させないよう就業規則を「改正」したのです。そして、このように雇用期限をはっきり定めることこそが、労働者の不安の解消につながると言うのです。労働者の不安が雇用期限付の契約書で解消されるはずはありません。私たち非正規労働者が必要としているのは働き続けることのできる職場であり、期間の定めのない雇用契約なのです。それが労働者にとって安心できる雇用であり、安定した生活の基盤となる雇用ではないでしょうか。

労働契約法が改悪され、これまで６年であった更新可能年数が５年に切り下げられるなど、さらに劣悪な労働条件がまかり通ろうとしています。これに歯止めをかけるためには、非常勤職員である私たちが声をあげなければいけないのです。声をあげ、起ち上がらなければ労働現場は大学・企業のいいように、どんどん改悪されていくのです。共に闘おうではありませんか。阪大分会への加入を呼びかけます。

非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している短期および長期非常勤職員の人たちと相談会をもっています。
ひとりで悩まず、どんなことでも相談にきてください。

３月１４日 午後６時～９時、豊中市立千里中央公民館・第２会議室（千里中央駅下車）